10　第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項又は第二項及び第五項の規定は、外国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた同号又は第二項に規定する欠損金額（第百四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する第百四十二条第二項の規定により第五十七条第一項の規定に準じて計算する各事業年度の第百四十一条第一号ロ又は第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第二号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と、第二項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、当該還付所得事業年度から当該欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第二項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

11　第一項（前二項において準用する場合を含む。）又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求をしようとする外国法人は、その還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12　第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は前項の還付請求書の提出があった場合について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。

第五款　更正の請求の特例

第百四十五条　外国法人が、確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは第二項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一　その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第百四十四条の六第一項第三号、第四号若しくは第十号又は第二項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第百四十六条第二項の表第百二十二条第二項第一号（青色申告の承認の申請）の項中「第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である普通法人の恒久的施設を有する」に、「同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「人的役務提供事業」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に定める人的役務提供事業」という。）」に、「同号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「同項第四号」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同表第百二十二条第二項第二号の項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表第百二十二条第二項第四号の項中「第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同号に掲げる」を「第百四十一条第二号に定める」に、「第百三十八条第一項第四号」を「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「同項第四号」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同表第百二十二条第二項第二号の項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表第百二十二条第二項第四号の項中「第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同号に掲げる」を「第百四十一条第二号に定める」に、「第百三十八条第二号」を「第百三十八条第一項第四号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表に次のように加える。

第百二十三条第二号	取引	取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百二十六条第一項及び第百二十七条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ）
第百二十七条第一項第四号	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項又は第二項

第百四十七条中「、第百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）及び第百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付」を削り、第三編第五章中同条の次に次の三条を加える。

（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）

第百四十七条の二　税務署長は、外国法人の各事業年度の第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合において、その外国法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額から控除する金額の増加、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する金額の増加、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その外国法人の当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の課税標準若しくは欠損金額又は恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額を計算することができる。

（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）

第百四十七条の三　外国法人の提出した確定申告書に係る法人税につき更正（当該法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。次条において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その外国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　第百三十三条第二項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金を同項の外国法人の提出した確定申告書に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、それぞれ準用する。

3　第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。